

## 沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金交付要綱

平成23年3月31日

告示第67号

### (趣旨)

第1条 市長は、自治会におけるスポーツ、レクリエーション活動等を通して、住民相互の親睦、青少年の健全育成及び地域の活性化を図るため、スポーツ広場の施設整備をしようとする自治会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ広場 当該自治会会員の総意により開設する広場であり、敷地の広さが概ね300平方メートル以上である広場をいう。
- (2) 施設 防球ネット、防護フェンス、土留め壁その他市長が特に必要と認める施設をいう。
- (3) 整備 スポーツ広場における施設の新設、更新、修理又は撤去に係る整備をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するスポーツ広場において、施設の整備に要する経費とする。

- (1) スポーツ広場の敷地が、借地の場合、概ね10年間継続して借用できる土地であること。
- (2) スポーツ広場の敷地が、土地の形状及び形質変更を伴う造成を必要としない土地であること。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額等は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない

ない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
  - (2) 収支予算書（第3号様式）
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- （交付の条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業完了後10年以内に当該スポーツ広場及び施設を廃止し、休止し、処分し、若しくは貸付けし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 前号の規定に反する行為が認められたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができること。
- (3) 補助事業において整備した施設は、自治会の責任において適正に管理すること。

2 市長は、前項に規定する条件のほか、必要な条件を付すことができる。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金の交付を決定したときは、沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により補助金の交付の申請をした自治会に通知するものとする。

（変更の申請）

第8条 補助事業の内容を変更しようとする自治会は、速やかに沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金変更承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 事業変更計画書（第2号様式）
- (2) 収支変更予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（変更の承認）

第9条 市長は、前条の規定による変更の申請を認めたときは、沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により補助事業の内容を変更しようとする自治会に通知するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付決定を受けた自治会が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。

- (2) 事業の執行について不正の行為があったとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた自治会は、当該補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支決算書（第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金の額の確定を受けた自治会は、速やかに沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第14条 補助金の交付決定を受けた自治会は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付決定通知を受けた後、沼津市スポーツ広場施設整備事業補助金概算払請求書（第9号様式）により概算払の請求をすることができる。この場合において、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

付 則（令和3年3月29日告示第75号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」とする。）は、令和3年4月1日から令和3年3月31日まで引き続き適用する。

式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第4条関係）

補助対象施設	補助基準	補助率	補助限度額	備考
防球ネット	[新設] 施設の整備に要した経費。ただし、当該整備費が100万円以上のもの。	全額	700万円	同一所在における撤去後の新設整備は、撤去後15年間は補助対象外
	[更新] 新設後10年以上経過した施設の更新に要した経費。ただし、当該整備費が100万円以上のもの。	1/2	350万円	
	[修理] 新設後10年以上経過した施設の修理に要した経費。ただし、当該整備費が50万円以上のもの。 [修理（ネットのみ）] 新設後5年以上経過した施設のネットのみの修理に要した経費。ただし、当該整備費が10万円以上のもの。	1/2 全額	100万円 50万円	
	[撤去] 新設後10年以上経過した施設の撤去に要した経費。ただし、当該撤去費が30万円以上のもの。	1/3	100万円	
	[新設] 施設の整備に要した経費。ただし、当該整備費が100万円以上のもの。	全額	350万円	同一所在における撤去後の新設整備は、撤去後15年間は補助対象外
防護フェンス	[更新] 新設後10年以上経過した施設の更新に要した経費。ただし、当該整備費が100万円以上のもの。	1/2	250万円	
	[修理] 新設後10年以上経過した施設の修理に要した経費。ただし、当該整備費が30万円以上のもの。	1/2	50万円	
	[撤去] 新設後10年以上経過した施設の撤去に要した経費。ただし、当該撤去費が20万円以上のもの。	1/3	15万円	
	[新設] 施設の整備に要した経費。ただし、当該整備費が100万円以上のもの。	1/2	200万円	
その他市長が特に認めた施設	[新設] 施設の整備に要した経費。ただし、当該整備費が30万円以上のもの。	1/2	25万円	